

## ＜令和4年度個人住民税の主な変更点について＞

### ○ 住宅借入金等特別税額控除(以下、住宅ローン控除)の見直しについて

#### (1)住宅ローン控除に係る適用期間の延長

居住開始が令和3年1月1日から令和4年12月31日(消費税率10%が適用される場合)までの場合、住宅ローン控除の適用期間を10年間から13年間に延長する特例措置が講じられました。また、この特例措置は個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も適用可能です。ただし、この緩和措置は、13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用されません。

#### ※特例の対象となる契約期間

注文住宅 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

分譲住宅等 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで